

令和6年度個人住民税から

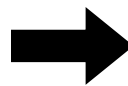
特別徴収税額通知の受取方法が変わります！

1. 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データ(副本)が廃止されます。

- ・「電子データ(副本)」と「紙(正本)」の両方での受取はできなくなります。
- ・「電子データ(正本)」又は「紙(正本)」どちらかでの受取になります。
- ・光ディスク等による「電子データ(副本)」の提供も廃止となります。



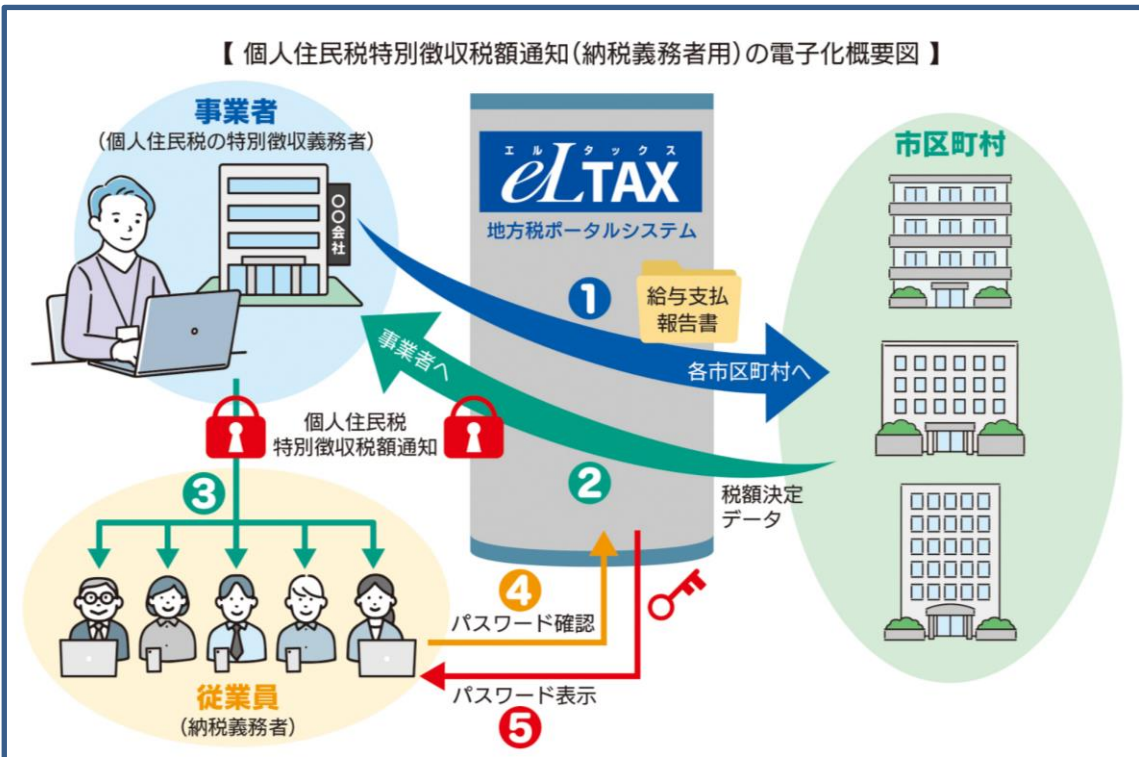
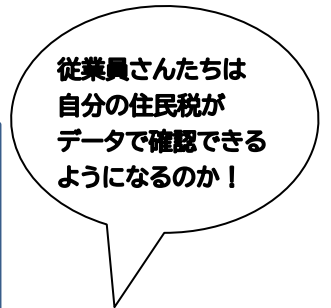
現在
① 紙(正本)を郵送で受け取る
② 電子データ(正本)を eLTAX で受け取る
③ 紙(正本)を郵送で受取、電子データ(副本)を eLTAX で受け取る
④ 紙(正本)と光ディスク等に格納された電子データ(副本)を郵送で受け取る



令和6年度から①②のいずれかを選択
① 紙(正本)を郵送で受け取る
② 電子データ(正本)を eLTAX で受け取る
※②の方法を選択できるのは給与支払報告書を eLTAX を経由して富山市に提出した事業所のみとなります。

2. 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データ(正本)での受取が可能となります。

- ・特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データでの受取を eLTAX で給与支払報告書を提出する際に選択できるようになります。
- ・電子データでの受取のためには、給与支払報告書を eLTAX を経由して富山市に提出している必要があります。
- ・電子データでの受取のためには、従業員に電子的に配布するための体制が必要です。
- ・電子データでの受取は義務ではありません。従来通り書面での受取も可能です。
- ・電子データでの受取を選択した場合、書面での受取はできませんのでご注意ください。



(C)TOYAMACITY/DLE
(担当)財務部市民税課
市民税第3係
TEL:076-443-2033